

○山口県県民活動支援センター条例

平成14年3月22日 山口県条例第 5号

平成14年7月 9日 山口県条例第41号

平成17年7月12日 山口県条例第60号

(設置)

第一条 県民活動を支援するため、県民活動支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 県民活動支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
やまぐち県民活動支援センター	山口市

(業務)

第三条 やまぐち県民活動支援センター(以下「県民活動支援センター」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 二 県民活動に関する相談及び助言に関すること。
- 三 県民活動に関する研修に関すること。
- 四 県民活動団体等の交流の機会の提供に関すること。
- 五 県民活動に関する調査及び研究に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、県民活動を支援するために必要な業務に関すること。

(開館日)

第四条 県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(平一七条例六〇・追加)

(開館時間)

第五条 県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(平一七条例六〇・追加)

(利用の拒否)

第六条 知事は、県民活動支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(平一七条例六〇・旧第四条繰下・一部改正)

(弁償)

第七条 利用者は、県民活動支援センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(平一七条例六〇・旧第五条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第八条 県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
- 四 第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一四条例四一・一部改正、平一七条例六〇・旧第六条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に発揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(平一七条例六〇・追加)

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(平一七条例六〇・追加)

(知事による管理の業務の実施)

第十一条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(平一七条例六〇・追加)

(その他)

第十二条 この条例に定めるもののほか、県民活動支援センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

(平一七条例六〇・旧第七条繰下)

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第四一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六〇号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県県民活動支援センター条例第六条の規定に基づき委託している県民活動支援センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。